



ちば自民党県議会レポート

発行／自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855

千葉市中央区市場町2番13号

電話 043 (227) 7910

県体育・スポーツ振興条例を制定

県議会で自民党が独自提案



悲願の天皇杯、皇后杯を獲得し、歓喜に包まれた千葉国体の閉会式

自由民主党千葉県議会議員会は、12月定例県議会に「千葉県体育・スポーツ振興条例」を党独自に提案し、賛成多数で可決、成立させました。近年、子どもたちの体力は低下傾向が続いており、地域間格差も顕在化しています。一方で、「物の豊かさから心の豊かさへ」と県民の価値観も変化し、健康や体力向上への意識が高まりをみせています。わが県県議会議員会は、こうした県民ニーズにこえ、新たな条例を制定することで、県の責務や施設の整備、財政上の措置等を明確化し、県民の健康の保持増進を図ろうとするものです。わが党は、2月県議会でも「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を提案、制定し、県民の健康づくりに努めています。

この条例案は、10月21日から11月7日まで、ちば自民党のホームページで公開され、県民からの意見募集を行ってきました。この結果、一般県民、教育・体育関係者から意見が寄せられ、そのほとんどが条例制定に概ね賛成する内容でした。

このため、自民党千葉県議会議員会は、12月定例議

「ちば自民党」は、県民の健康づくりの一層の向上を目指し「ゆめ半島千葉国体」(第65回国民体育大会)及び「ゆめ半島千葉大会」(第10回障害者スポーツ大会)の開催を契機に、さらに総合的かつ計画的にスポーツ振興施策を推進していくため、体育・スポーツ施策に関する基本的な理念と施策の方向性を明らかにした条例制定が必要だとの考えから、「千葉県体育・スポーツ振興条例」(案)を取りまとめました。

近年、子どもたちの体力は、外遊びや運動機会の減少等により、長期的に低下傾向が続いており、もちろん千葉県でも例外ではありません。平成22年度の学校体育要覧のデータによれば、小学5年生と中学2年生の男女を対象に、それぞれ昭和60年度と平成21年度における基礎体力を比較すると、いずれも体力の低下が明確です。

まず、握力では、小学5年生の男子では、昭和60年度に18・58キログラムだったものが、平成21年度には17・35キログラムと1・23キログラムも低下しています。こうして下記の表をみると、体力が若干なりとも向上しているのは、中学2年生男子の50メートル走が、25年前と比べてわずかに0・01秒早くなっているだけで、あとのデータは男女ともすべて体力低下を裏付けています。

長期的な低下傾向 子どもたちの基礎体力

●基礎体力の比較(昭和60年度と平成21年度の比較 小学5年生及び中学2年生)

種目	年度	男 子		女 子	
		小 5	中 2	小 5	中 2
握力(kg)	S60	18.58	31.51	17.34	25.17
	H21	17.35 ↓1.23	30.25 ↓1.26	16.72 ↓0.62	24.66 ↓0.51
50 m 走(秒)	S60	9.00	7.88	9.24	8.57
	H21	9.26 ↓0.26	7.87 ↑0.01	9.48 ↓0.24	8.68 ↓0.11
ボール投げ(m)	S60	29.21	22.24	17.18	15.15
	H21	24.71 ↓4.50	21.45 ↓0.79	14.28 ↓2.90	13.55 ↓1.60

【平成22年度 学校体育要覧 第24号】

自由民主党千葉県議会議員会は、議会の活性化に積極的に関わり、議員提案による条例制定を進めています。

条例制定に至る現状と課題



体育・スポーツは健康づくりの第一歩

健康づくりへ意識の変化

○子どもの体力に 地域間格差

子どもたちの平均的な体力低下ばかりでなく、県内では地域特性によって、子どもたちの基礎体力に地域間格差が生じています。相対的に言えることは、握力、50メートル走、ボール投げとも、郡部の子どもたちは比較的高い数値を記録している反面、千葉市をはじめ葛南、東葛飾地域のいわゆる都市部では、いずれも低い数値にとどまっています。

○健康意識の高まり

「物の豊かさから心の豊かさ」という人々の価値観の変化が指摘されている中で、余暇を生かして健康や体力づくりへの県民の意識は高まりをみせています。「健康づくり」の一環として、ス

平均データは28・74キログラムにとどまっています。子どもたちの体力は「生きる力」の重要な要素となるもので、成長を支え、生涯にわたって充実した生活を送るためにも不可欠なものです。体育・スポーツ活動を通じて次代を担う子どもたちの体力向上を図っていくことが必要だといえます。

○生活習慣病と 介護の予防

生活習慣病の予防には、食生活の改善や適切な栄養、禁煙と同時にスポーツなどの運動を継続して行うことが重要です。

また、千葉県では今後全国的にみてもかなりの速さで高齢化が進むと予測されており、筋力・バランス能力等の運動機能の低下から高齢者に介護を要する状態になることを防ぐためにも、個々の状態に応じた運動の継続が大切だと考えられています。日ごろから健康づくりのための適切な身体運動を続けることが重要だと指摘されています。

○障害のある人の スポーツの振興

スポーツ活動は、障害のある人の健康、体力や身体的機能の向上などの身体的効果、爽快感や達成感が味わえるなどの心理的・精神

的な効果が期待できます。

また、スポーツ活動を通じて障害のある人同士またはその支援者・ボランティアなど障害のない人との交流が生まれ、相互の理解や連帯感を高めることができます。こうしたことから、障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、スポーツ活動に参加する機会や情報の提供など、スポーツに親しむための環境づくりはますます重要になって

います。

○スポーツ施設の 整備と改修

千葉県では、昭和48年の若潮国体の開催を契機として、スポーツ施設の整備を行い、その後も県民ニーズに合わせ、市町村とともに必要なスポーツ施設を整備してきました。

しかしながら施設・設備の老朽化や競技技術の進歩に伴い、現状の施設水準では十分とは言えず地域におけるスポーツ施設の需要の高まりなど、新たな県民ニーズに応じた施設整備と改修が課題になっています。

千葉県体育・スポーツ振興条例(抜粋)

第1条 (目的) この条例は、体育及びスポーツが県民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域社会の連帯感の醸成等に資することにかんがみ、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにすることにより、体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条 (定義) 条文省略。

第3条 (県の責務) 県は、県民生活及び地域社会において体育及びスポーツの果たす役割の重要性を認識し、体育及びスポーツに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2. 県は、市町村及びスポーツ関係団体等が行う体育若しくはスポーツの振興に関する取組又は県民が行うスポーツ活動に対して必要な支援を行う責務を有する。

第4条 (スポーツ関係団体等の役割) 条文省略。

第5条 (県民参加の促進) 条文省略。

第6条 (生涯スポーツの振興) 条文省略。

第7条 (子どもの体力と体育の充実) 県は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。以下の条文省略。

第8条 (県民の健康増進) 県は、県民の体育及びスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを支援するため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第9条 (障害者スポーツの振興) 県は、障害者の自立及び社会参加を促すため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第10条 (スポーツの競技力の向上) 県は、スポーツの競技力の向上を図るため、市町村及びスポーツ関係団体等と連携し、計画的な選手の育成及び指導者の養成、スポーツ医・科学の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第11条 (施設の整備及び充実) 県は、スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ施設(設備を含む)の整備及び充実に努めるものとする。以下の条文省略。

第12条 (財政上の措置) 県は、体育及びスポーツの振興に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(全文はちば自民党のホームページでご覧下さい)

千葉県議会議員会会員

本清 秀雄	遠藤 澄夫	鈴木 昌俊
田久保尚俊	宇野 裕	矢野 光正
斎藤 万祐	田中 宗隆	山中 操
鈴木 良紀	伊藤 丈	石毛 之行
浜田 穂積	小島 武久	服部 友則
酒井 茂英	佐藤 正己	信田 光保
伊藤 和男	伊藤 勲	西田三十五
成尾 政美	山口 登	谷田部勝男
川名 寛章	吉本 充	佐野 彰
河上 茂	阿井 伸也	渡辺 芳邦
穴倉 登	石橋 清孝	秋山 光章
阿部 紘一	皆川 輝夫	今井 勝
岡村 泰明	木名瀬捷司	木下 敬二

江野澤吉克
鈴木 衛
亀田 郁夫
伊藤 昌弘
大野 眞
大松 重和
瀧田 敏幸
松下 浩明
内田 悦嗣
武田 正光
林 幹人
鶴岡 宏祥
山本 義一
松井 努

(順不同)

県政へのご意見、ご要望は地元の県議会議員まで